

新型コロナウイルス感染症による景気後退から 中小業者の営業と生活を守る緊急支援を求める要請書

日頃より中小業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

さて、消費税10%による景気悪化に加え、新型コロナウイルスの流行で大阪経済は大打撃を受けています。さらにイベントや外出の自粛、一斉休校などの要請により深刻な大不況に陥りつつあります。多くの中小業者が倒産廃業の危機にも関わらず、国の対応はあまりに遅く、国民生活、中小業者の営業を守るという点でも不十分です。大阪府として中小業者を支援する緊急対策を行うよう以下要請いたします。

【要請事項】

1. 制度融資について

- ・新型コロナウイルス関連の各融資制度について、府として返済・据置期間を日本政策金融公庫なみに延ばし、認定条件の売上減少率を5%に下げ、利子・保証料を全額補助すること。
- ・借り換えや条件変更積極的に応じること。条件変更、代位弁済などでも積極的に融資に応じること。保証協会でも融資が申し込めるようにすること。

2. 中小業者への支援について

- ・売上の大幅減少、取引先の稼働低下、注文キャンセル、資材の調達不能による稼働停止などに見舞われた中小業者に対し家賃、リース代、従業員の給与などの固定費を補助すること。当分の間休業せざるを得ない中小業者に対し、その期間の最低生活費を補償すること。
- ・雇用調整助成金で中小企業の従業員の休業手当2/3に加え、府として残り1/3を補てんすること。雇用保険対象外の従業員、中小業者の事業主・家族専従者に対しても同額を補償すること。
- ・休校で保護者等が休暇取得する場合8330円を給付するのに対し、業務委託を受けている自営業・フリーランスには4100円しか給付されないのはあまりに不当であり、府としてその差額を補償すること。「業務委託」でない中小業者に対しても同額を補償すること。

3. 税・国保料等について

- ・国保「府内統一化」は中止し、高すぎる国保料を引き下げる。各市町村に以下を周知徹底すること。
- ・所得減少減免を活用し、年度当初に遡って適用すること。災害減免を適用すること。
- ・短期証の留め置きはやめること。全ての資格書世帯に短期証を郵送すること。資格書による受診であっても短期証とみなし対応すること。
- ・新型コロナウイルスに感染した被保険者には、国の財政全額支援（3/10厚労省事務連絡）を生かして傷病手当を支給すること。
- ・新型コロナウイルスの流行は「納税の猶予」の災害事例に該当するため（3/9国税庁指示）、個々の事情をよく聞き積極的に納税緩和制度を適用すること。事態が収束するまで滞納処分は行わないこと。

4. 国に対し、以下要請すること。

- ・消費税率を5%に戻すこと。中小業者の社会保険料の負担を軽減すること。
- ・全ての制度融資について100%保証協会とすること。セーフティネット保証4号の認定要件を「5%以上減少」に緩和し、5号の指定業種をなくし全業種で使えるように要請すること。
- ・イベントや外出の自粛、一斉休校などの要請で収入を奪われた業者に対しその全額を補償すること。

以上よろしくお願いたします。